明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○平成二十三年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件（**総務**七二）　一

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（**同**七四）　二

○政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件、同法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（**同**七五）

○平成二十三年総務省告示第四百三十四号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を訂正する件（**同**七六）

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**七七）　三

○政党助成法第五条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**七八）

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（**同**七九）

○政党助成法第五条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**八〇）

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　三

特殊法人等

東日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社工事一部完了、地方職員共済組合定款の一部変更関係　三

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七

会社その他

会社決算公告　三

告示

○総務省告示第七十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

総務大臣　川端　達夫

政党交付金の交付額

1　政党交付金の総額　31,941,995,000円
31,941,995,000円

2　各政党に対して交付した政党交付金の額

(1)　公明党

交付した月日	4月20日	568,836,000円
	7月20日	568,836,000円
	10月20日	568,836,000円
	12月20日	568,836,000円
小計		2,275,344,000円
交付決定額		(2,275,344,000円)

(2)　国民新党

交付した月日	4月20日	98,929,000円
	7月20日	98,929,000円
	10月20日	98,929,000円
	12月20日	98,929,000円
小計		395,716,000円
交付決定額		(395,716,000円)

(3)　社会民主党

交付した月日	4月20日	190,576,000円
	7月20日	190,576,000円
	10月20日	190,576,000円
	12月20日	190,576,000円
小計		762,304,000円
交付決定額		(762,304,000円)

(4)　自由民主党

交付した月日	4月20日	2,528,671,250円
	7月20日	2,528,671,250円
	10月20日	2,528,671,250円
	12月20日	2,528,671,250円
小計		10,114,685,000円
交付決定額		(10,114,685,000円)

(5)　新党改革

交付した月日	4月20日	29,852,500円
	7月20日	29,852,500円
	10月20日	29,852,500円
	12月20日	29,852,500円
小計		119,410,000円
交付決定額		(119,410,000円)